

静情審第7号

平成23年6月1日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津 哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年1月21日付け出管第120号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

年度別業者別物品納入整合表に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て
（諮問第171号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 22 年 10 月 28 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「2010 年 10 月 22 日付け記者提供資料「全庁会計調査結果の公表」中に記載の「全庁会計調査結果報告書」、同報告書起案文書及び同報告書結果の根拠となった調査資料（照合調査、調査票調査、聞き取り調査等）のすべて。ただし、分離可能な文書については出先機関含む知事部局分のみ。」の開示を請求し、平成 22 年 10 月 29 日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、当該開示請求に対応する公文書として、実施機関が平成 21 年 12 月から平成 22 年 10 月までに行った全庁会計調査に係る「全庁会計調査結果報告書」、「全庁会計調査結果について」、「取引状況調査票」、「年度別業者別物品納入整合表」、「会計処理全庁調査票（賃金・普通旅費）」、「調査票」及び「上申書」を特定した。
- (3) 平成 22 年 11 月 12 日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 22 年 12 月 10 日、実施機関は、「全庁会計調査結果報告書」及び「全庁会計調査結果について」の開示決定を行うとともに、「取引状況調査票」、「年度別業者別物品納入整合表」、「会計処理全庁調査票（賃金・普通旅費）」、「調査票」及び「上申書」については、記載された情報の一部が条例第 7 条第 2 号、第 3 号ア若しくはイ又は第 6 号のいずれかに該当するとの理由で、これら公文書を保有している複数の所属ごとに、部分開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成 23 年 1 月 4 日、異議申立人は、これらの部分開示決定のうち、平成 22 年 12 月 10 日付け出管第 92 号による部分開示決定（以下「本件処分」という。）の一部を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 23 年 1 月 5 日、実施機関は、これを受け付けた。
- (6) 平成 23 年 1 月 21 日、実施機関は、本件処分について、異議申立てに係る非開示理由を一部変更し、開示しないこととした部分の一部を開示することとした部分開示決定（以下「本件変更処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分及び本件変更処分の一部を取り消し、実施機関が非開示とした、「年度別業者別物品納入整合表」（以下「本件公文書」という。）の「業者」及び「業者名」（以下「本件情報」という。）の開示を求めるといものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号イについて

本件公文書は、業者帳簿の写し（以下「業者帳簿」という。）そのものではなく、実施機関が業者帳簿の情報を基に調査結果を取りまとめたものであり、公金で購入した物品の納入業者名については開示して当然の情報であることから、これを明らかにしないことが通例とはいえない。

また、実施機関が、「全庁会計調査結果報告書」及び「全庁会計調査結果報告書（資料編）」を公表したため、個別ケースの支出票等の公文書開示請求をすること等により、実施機関が非開示とした業者名は明らかになることとなった。このため、本件情報を非開示として保護すべき「期待と信頼」の法益は存在しえない。すなわち、実施機関が業者に示した、公にしないという条件は合理性を欠くこととなった。

したがって、本件情報は、条例第7条第3号イに該当しない。

(2) 条例第7条第3号アについて

本件公文書は、県と業者の責任の所在など価値判断を含む文書ではない。また、本件情報は、何人でも入手可能な実施機関の公文書から判明し得る情報であるから、これを非開示とする実質的な意味はなく、開示することによって新たな権利利益の侵害が生じることはない。

したがって、本件情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

(3) 条例第7条第6号について

実施機関は、本件情報を開示すると今後の調査において県の調査に協力しない業者が現れ、調査の実施が困難になるおそれがあると主張するが、本件情報は、支出票等の公文書開示請求をすれば明らかになるものである。業者における期待と信頼が、本件公文書上、業者名が判定結果とともに明らかとなることがないという形式的なものでない限り、実施機関の主張は根拠を欠く。

本件において、業者がそのような形式的秘匿を期待し、信頼したと認める事実はなく、実施機関が主張する事務事業についての支障の「おそれ」は、法的保護に値する蓋然性を欠く認識である。

したがって、本件情報は、条例第7条第6号に該当しない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号イを適用した具体的理由

全庁会計調査に当たっては、提出された業者帳簿の取扱いについて秘密の厳守や目的外に使用しないことを条件に付したところ、本件公文書は業者帳簿から抜き出した内容が記載されており、本件情報を開示することは、業者帳簿そのものを開示することと同等であるから非開示とした。

なお、当該条件を付したことは、全庁会計調査のため、一律に業者帳簿の任意提出を求め、多くの業者の協力を得る必要があったことによるものであり、合理性がある。

(2) 条例第7条第3号アを適用した具体的理由

本件公文書の「判定」欄には、業者帳簿と県の財務会計データとの照合結果について、県による評価が記録されている。不適正経理は、県の会計処理に問題があったものであるが、本件情報を開示すると、不適正経理に関連付けられた業者は、一律に不適正経理に関与したとの誤解を県民に与え、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 条例第7条第6号を適用した具体的理由

実施機関は、不適正経理の再発防止策の一環として、今後も県の会計書類と業者帳簿との照合作業を実施する必要がある。本件情報を開示すると、業者の営業活動に支障が生じるおそれがあることから、今後の調査において県の調査に協力しない業者が現れ、その実施が困難になるおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 全庁会計調査について

県では、会計検査院が平成19年度から全国の都道府県及び政令市を対象に国土交通省及び農林水産省に係る国庫補助金の事務費の検査をした結果、検査したすべての団体で不適正経理が確認されたことから、会計検査院の検査とは別に自主的に不適正経理に係る調査を実施した。

調査は平成21年12月から平成22年10月まで行われ、県の各機関が平成16年度（一部の所属は平成15年度）から平成20年度までの間に支出した「賃金」、「普通旅費」及び「その他需用費」について不適正な会計処理がなかったかが調査された。

調査方法は、「賃金」及び「旅費」については職員からの聞き取りを行い、「その他

需用費」については、各所属ごとに平成 20 年度の年間取引件数が 10 件以上の業者と 10 件未満の業者に区分し、10 件以上の業者については、実施機関から「売上帳又は得意先元帳（写）提出のお願い」（平成 22 年 1 月 28 日付け出管第 76 号。以下「依頼通知」という。）により、業者帳簿の任意提出を求め（依頼通知には、提出された業者帳簿の取扱いについては万全を期し、秘密を厳守する旨の記載がされている。）、提出された業者帳簿と県の財務会計データとの照合を行い、10 件未満の業者については、任意回答を依頼した調査票による調査を行った。

(2) 本件公文書及び本件情報の内容について

本件公文書は、全庁会計調査において、業者帳簿と県の財務会計データとの照合結果を記録した文書であり、その内容は、部局名、本件情報、支出番号、品名、帳簿品名、契約額、帳簿金額、請求日、業者帳簿と県の財務会計データとの照合結果に係る評価などである。

本件公文書について、実施機関は、業者帳簿の内容を記載したものであって、本件情報を開示した場合、業者帳簿そのものを開示することと同じであると主張するのに対し、異議申立人は、業者帳簿そのものではなく、実施機関が調査結果を取りまとめた文書であると主張する。

この点については、依頼通知には、提出を求める書類として「静岡県各機関（県立学校・警察署等を含む。）に対する平成 15 年 1 月から平成 21 年 6 月までの売上帳又は得意先元帳等の帳簿の写し」と明記されており、業者から提出されたのは、業者帳簿のうち県との取引に係る部分のみである。そして、本件公文書には、業者から提出された県との取引に係る業者帳簿の内容を転記した情報が含まれていることから、本件情報を開示することが業者帳簿そのものを公にすることと同じであるとまではいえないものの、業者帳簿の一部である県との取引に関する情報を公にすることになると考えられる。

(3) 条例第 7 条の非開示情報について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 3 号ア及びイ並びに第 6 号の非開示情報に該当すると主張している。

第 3 号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

第6号は、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

そこで、本件情報が、これら非開示情報に該当するかについて、以下検討する。

(4) 第6号該当性について

ア 実施機関は、不適正経理の再発防止策の一環として、今後も県の会計書類と業者帳簿とを照合することによる調査を実施することとしている。当該調査を実施するためには、業者に対し、業者帳簿の提出を求めることが必要であるが、不適正経理に関する調査という性質上、業者帳簿の情報を開示することを前提としてその提出を求めると、業者の協力を得られないおそれがある。

全庁会計調査において、実施機関が業者から業者帳簿の提出を求めるに当たり、その依頼通知に「提出して頂いた帳簿の写しの取扱いについては万全を期し、秘密を厳守します。」との条件を明記したのも、これによって、業者帳簿の提出を促し、調査の実効性を確保するための措置であったものと認められ、当時の状況等に照らし、当該条件を付することは合理的であると認められる。

イ 本件公文書の情報は、公にしないことを条件に業者から任意に提出されたものであるとともに、これを開示することは、前述のとおり業者帳簿の一部である県との取引に関する情報を公にすることになるものである。実施機関が公にしないとの条件を付して業者の協力を得ておきながら、その実施機関自身が条件に反して県との取引に関して業者帳簿と同等の情報を公にすれば、業者帳簿を提供した業者と県の信頼関係が損なわれるおそれが生じることは容易に想定される。一旦信頼関係が損なわれることになれば、今後の実施機関による調査において、業者の協力が得られなくなるおそれがあると考えられる。

ウ また、本件情報を開示した場合、今後の調査において、実施機関が公にしないという条件を付しても、提出された業者帳簿の情報は、公文書開示請求に応じて開示されることとなる。そのため、実施機関が業者に業者帳簿の提出を求めても業者の協力が得られなくなり、今後の調査に支障を及ぼすおそれがある。

以上により、本件情報は、条例第7条第6号に該当する。

エ これに対し、異議申立人は、支出票等の公文書開示請求をすれば本件情報は公になるのであるから、実施機関が本件情報を開示することによって生じる事務の適正な遂行への支障に係る「おそれ」には法的信頼に値する蓋然性が欠けると主張する。

しかし、実施機関は、「全庁会計調査結果報告書」及び「全庁会計調査結果報告書（資料編）」の公表並びに本件公文書の部分開示に当たって、業者名は公に

しておらず、これは、実施機関が業者帳簿を公にしないという条件を依然として遵守しているものであると認められる。そこで、仮に第三者が支出票等の公文書開示請求をして、本件情報が事実上公にされたとしても、本件公文書の開示請求に当たり本件情報を開示した場合には、実施機関自身が、公にしないとの条件に反して本件情報を公にしたこととなり、今後の調査において、当該条件が意味をなさなくなるとともに、業者との信頼関係が損なわれるおそれが生じることに変わりはないと考えられる。

したがって、他の手段によって本件情報を事実上公にできるという事情があっても、本件情報が条例第7条第6号に該当するとの結論を異にするものではない。オ 以上のとおり、本件情報を開示することは、実施機関が行う会計調査の適正な遂行に支障を及ぼすものと認められることから、本件情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

(5) 結論

実施機関は、本件情報について、条例第7条第3号ア及びイにも該当すると主張するが、前述のとおり、当該情報が同条第6号に該当すると判断したことから、同条第3号ア及びイ該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容	審査会
平成 23 年 1 月 24 日	諮問を受け付けた	
平成 23 年 1 月 24 日	実施機関から意見書を受け付けた	
平成 23 年 2 月 14 日	異議申立人から意見書を受け付けた	
平成 23 年 3 月 22 日	審議	第 242 回
平成 23 年 4 月 25 日	審議	第 243 回
平成 23 年 5 月 30 日	審議	第 244 回
平成 23 年 6 月 1 日	答申	

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興津 哲雄	弁護士	第 242 回～第 244 回
鈴木 紀子	弁護士	第 242 回～第 244 回
根木 真理子	静岡大学教育学部 教授	第 242 回～第 244 回
望月 律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 242 回～第 244 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 243 回～第 244 回
山本 雅昭	静岡大学人文学部 教授	第 242 回～第 244 回